

愛犬を飼うときのルール



○ フンや尿の処理

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例で、このようなきまりがあります。

[公共の場所又は他人の土地、建物等を汚損させないこと]

トイレは自宅で済ませるようにしましょう。悪天候や災害時でも負担なく排せつすることができます。万が一外で排せつした場合は、きちんと片付けてください。

◎ フン・尿の放置禁止！

外で排せつしたフンはきちんと家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。フンの放置は不衛生で、まわりの人を不快にさせます。袋などを携帯し、必ず持ち帰ってください。

尿の放置は悪臭の元になるなど、近隣の人にとって不快なものです。ペットシートを携帯して尿を吸い取るなどの処理をしてください。

*アスファルトやコンクリートの上では、水で流すだけでは被害を拡げかねません。ペットシートなどで吸収し、持ち帰ってください。

<埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例>

(飼い主の遵守事項)

第六条 飼い主は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～三 省略

四 **汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔に保つこと。**

五、六 省略

七 **公共の場所又は他人の土地、建物等を汚損させないこと。**

○ 犬のノーリード禁止！

犬は綱や鎖でつなぐか、室内や柵などの囲いの中で飼わなければなりません。また、よくしつけられた犬であっても、とっさの拍子にかみついてしまうこともあります。散歩や運動時には、きちんと犬を制御できる人が短くリードを持ってください。

○ 犬の鳴き声に配慮しましょう

犬の鳴き声は遠くまで響きます。鳴き声が近隣の方の迷惑にならないよう、配慮が必要です。

★マナーを守った犬の飼い方は、飼い主・飼い犬・近隣住民みんなが気持ちよく過ごせます。ご協力よろしくお願いします。

川越市保健所 食品・環境衛生課



川越市マスコットキャラクター ときも